

9 安心してスマホを使うためのお役立ち情報①

フィルタリングの活用

携帯電話事業者が提供するフィルタリング



保護者に代わって子どもの安全を守るツール

フィルタリングは、青少年がインターネットを利用する際、適切な情報の閲覧や出会い系、アダルト系のサイト等の不適切な情報の閲覧及び年齢区分に合わないサービスやコンテンツの利用の制限・調整ができる、こどもの安全を守るためのツールです。

こども家庭庁のウェブサイトで詳しく



保護者には、お子様の発達段階に応じ、フィルタリングを利用するなどの方法によりお子様のインターネット利用の適切な管理に努める義務が定められています。

10 安心してスマホを使うためのお役立ち情報②

OS事業者が提供するサービス

OS事業者が提供するペアレナタルコントロール機能で、閲覧できるWEBコンテンツや起動できるアプリの、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理ができます。



スクリーンタイム/ファミリー共有 (Android 5.0 以降 iOS 12 以上)

スクリーンタイムやDigital Wellbeingは、大人の時間管理ツールとしても有効活用できます。

Google検索では、セーフサーチを使用してヌードや性行為の描写や露骨な性表現を含むコンテンツを除外する、またはほかしを入れることができます。
(Googleアカウントが必要)



便利な機能やサービスを活用して安全で楽しいネット利用を！

11 安心してスマホを使うためのお役立ち情報③

中高生より乳幼児の方が、実は危険かも!? 設定のひと手間で安全利用

フィルタリングなどの安全設定がされていない保護者のスマートフォンを、乳幼児に貸し出すときは、端末の機能を一時的に活用する方法もあります。

OS別「チャイルドロック」の方法

タブレットなど、こどもの操作している画面の見える距離から離れるときは、ひと手間かけて、こども向けのアプリだけが見えるようにすれば、こどもが知らず知らず勝手に操作しちゃう、などということも防げます。



小さいころから、スマホの安全利用設定になじむことで、成長にあわせて親子のルールづくりもやすくなります！

12 安心してスマホを使うためのお役立ち情報④

参考リンク

ご家庭でのルールづくりや、学校の授業の教材など、さまざまな場所で使える便利な情報を掲載しているサイトです。ぜひ活用ください。

いとお悩みの保護者の皆さまへ

子どもとネットのトラブル

実際に起きていることを通して学ぶための教材

情報セキュリティ教材

情報処理科推進協議会 (IPA)

動画でわかりやすく学べます！

情報化社会の新たな問題を考えるための教材

文部科学省

上手に・安全に使うための方法を知りたい

#NoHeart NoSNS

このリーフレットは、こども家庭庁のウェブサイトでもご覧いただけます。印刷はこちら

ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント

～こどもたちが安心して楽しく使うために～



監修・制作協力
上野雄野 弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 理事
尾花知子 (ネット・被害アナリスト)
山崎真由 (全国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長)

こどもにスマホを貸して使わせる時
思わぬ操作をしたり
長々と使い続けたり
するのが心配で...



保護者のスマホを
貸して使わせるときは
こどもに安全なサイトや
アプリだけ使える
環境が理想です



宿題や自宅学習にも
スマホやタブレットが
必要な時代
安全に使わせるには
どうすればいい?



こどもが
危険なサイト・アプリに
触れたり、自ら危険な投稿を
しないよう、フィルタリング
その他の設定を
利用しましょう



1 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

児童ポルノ被害の4割近くは、自分で提供した写真— 自画撮り被害にご注意を！

SNSで趣味の話が盛り上がり仲良くなった同年代の女の子。スタイルの話題になり下着姿の写真を送りあったら、急に交連の態度が変わって…。本当は年上の男性だったのです。実名入りで下着姿の写真をばらまかれたくないければ、裸の写真撮って送れ！と脅迫されてしまいます。

裸の自画撮り画像を撮って送信するように要求してくる人を信用しない！

16歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないようには、お子さんに伝えましょう。

さらに、相手が16歳未満の場合、要求するだけでも法律違反となります。

※被害者が16歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき
ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談することも確認しましょう。

自画撮りを要求されたら、すぐ相談！ 最寄りの警察や相談窓口の利用も！

3 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

こどもの写真や動画の投稿はここに注意！

こどもたちの成長はあっという間。我が子のかわいい姿や表情は、写真や動画に残しておきたいし、見てもいいと思います。でも、安全のための注意が不可欠です。

こどもの写真、動画は特に注意！

SNSでの投稿は事前に複数人でチェック！

お風呂の写真、水着、はだかに近い写真は、SNSなどのネットには上げずに、家族や親戚など、信頼できる近しい人だけの大げな思い出しとして扱います。

SNSにアップする場合は、顔がわからないように加工しましょう！

保護者・幼稚園、学校のウェブサイトでも気をつけ！

成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などの望まないかたちで知らない人に悪用されてしまうケースもあります

リスクを知って、SNSでの楽しみ方を考えましょう！

2 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

自画撮り被害にあわないようにペアレンタルコントロール機能でできること

便利な機能をうまく使おう！

スマホのOS機能を上手に活用して

たとえば、iPhoneではモードが含まれる可能性がある写真をお子様を受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

※メッセージアプリでコミュニケーションの安全機能を使うには、iOS 15.2以降、他のアプリでコミュニケーションの安全機能を使うにはiOS 17以降が必要

▲詳しくはこちら

AI検知対応サービスの活用も！

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。

スマホのOS機能やアプリを活用してお子さまを危険から守りましょう！

4 すべてのご家庭に

大切なのは、こどもの成長にあわせたルールづくり

ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ

発達段階に合わせて、フィリタリングを含むペアレンタルコントロール機能を活用して、子どもたちを守ってあげましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、フィルタリングの利用や親子のルールづくりの善により、こどもの発達段階に応じてインターネット利用を保護者が適切に管理することです。

ルールをつくる。見直すタイミングは？

スマホを買う時、入園・進学・進級などのライフイベント時に、また夏休みや冬休みに親子で見直しを！



便利で手軽なツールだからこそ、SNSでの言動に注意しましょう！

5 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

知らなかったではすまさない？写真や動画の撮影

スマホを活用する世代的保護者や学校の先生、周りの大人がおさえおきたいこと。

友人を隠し撮り・有名人を無断撮影

肖像権の侵害となり、訴えられることも！

迷惑動画の撮影

悪ふざけではすまさない。犯罪になることも！

全部NG!!

性的な部位や下着が写った写真・動画を

▲盗撮

▲「イヤ」と言っていないのにむりやり撮影

▲「イヤ」と言えない状態で撮影

これらは撮影罪にあたります(2023年7月に法律施行)。

※撮影される人が16歳未満の場合は、「イヤ」かどうかに関わらず撮影罪(被害者が16歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき)

18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持

児童ポルノ製造罪や所持罪にあたります。

裸や性的部位、下着が写っている写真や動画はグループLINEで共有や転送、リポスト、リグラムで罪に問われることが！

6 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

もし、被害にあってしまったら？

性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたら、「イヤ」と言ったのにむりやり撮影されたり、「撮り、撮り」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「撮影罪」という犯罪の被害にあたります。

※撮影されている人が16歳未満の場合は、その人が「イヤ」かどうかに関わらず、「撮影罪」の被害です。また、そのように撮影された写真や動画を他の人に提供されることも「提供罪」の被害です。

迷わず相談窓口へ！

被害をくいとめるためには、早くSNSを！

● びったり相談窓口…… ウェブで「びったり相談窓口」で検索！

● 最寄りの警察署や交番…… 場所や電話番号は、都道府県警のHP等を御確認ください。

● 性犯罪被害相談電話…… ハートズ #8103

● こどもの人権110番…… LINEで公営7247(チャット)「SNS人権相談」を検索！

● LINEじんけん相談…… 0120-007-110

● 24時間子供SOSダイヤル…… 0120-0-78310

● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター…… #8891

● 性暴力に関するSNS相談(チャット)…… #8891

● 児童相談所虐待対応ダイヤル…… 189

こどもの性被害は、周囲の大人が早期に気づくことが大切！

8 すべてのご家庭に

インターネットで誹謗中傷にあった時の相談窓口

迅速な助言がほしい
違法・有害情報相談センター

助言がほしい
こどもの人権110番

削除したいけど自分でできない
警察に相談したい

誹謗中傷ホットライン
最寄りの警察署または警察相談専用電話(「#9110」番)

相手に賠償等を求めたい
法テラスまたは弁護士

悩みや不安を聞いてほしい
まもろうよこころ

相談できる場所を知って、いざいかにあった時も安心です！